成年後見センター設置後の加賀市社会福祉協議会の組織図

会長

事務局長

総務係係長　地域福祉係係長

利益相反行為の防止

依頼者からの業務依頼があった場合、中立の立場で仕事を行わなければならない者が、自己や第三者の利益を図り、依頼者の利益を損なう行為のことである。

権利擁護係・成年後見センター（仮）

センター長（事務局長兼務）

加賀市委託

（相談・支援、啓蒙・啓発業務）

・本人、家族等が成年後見制度等を利用希望時の相談、手続き支援
・権利擁護に関する研修会、勉強会の開催

（受任・ケース担当業務）

・加賀市社協として後見人等を受任し、ケース担当専門員と日常的な金銭管理・見守り支援を行なう支援員を配置し、協力して支援を行う。
・本人にとって、最善の生活について本人、関係機関との協力・連携し、提案を行う。
・契約行為が可能との判断があった場合、必要に応じて、福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）等の他制度活用についても連携を行う。

関係者・機関との連携

民生委員
家主
区長
ケアマネージャー
病院相談員
ヘルパー
デイサービス職員
など

病院（地域連携室など）
介護サービス事業所
介護予防サービス事業所
障がい者相談支援事業所
障がい者関連施設
など

連携

協力団体・機関

司法関係、福祉専門機関・団体からの推薦・契約

随時：相談・助言

必要時、各専門分野について相談・助言
方法：電話・メール

弁護士会
司法書士会
社会福祉士会
精神保健福祉士会
公的機関

助言・指導

定期ケース検討会

外部オブザーバーがケース検討会出席による定期的な助言・指導

・センター内ケース検討会
・オブザーバー参加によるケース検討会
※本人視点やかかわり方の確認
法的な捉え方の確認

受任の適否

受任委員会

《機　能》
法人による後見人等の受任に際し、後見業務の受任の適否について諮問する
《メンバー》
１０名以内
学識経験者、法律関係者、医療関係者、福祉関係者、行政関係者
その他

監督・指導・諮問

ネットワークの形成

運営委員会

《機　　能》苦情申立てに対する調査、調整及び審査、諮問機能、業務に対する監督・指導等
《メンバー》１０名以内
学識経験者、法律関係者、医療関係者、福祉関係者、行政関係者
その他

2013.2.27